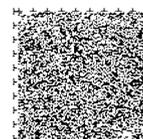
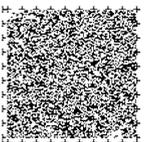


都民参加による事業の点検・評価について
(報告書)

平成25年7月

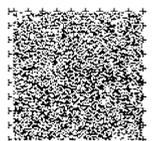
東京都福祉のまちづくり推進協議会

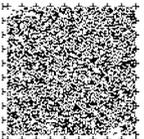


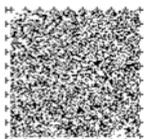


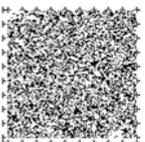
目 次

はじめに	1
1 これまでの経緯	2
2 都民参加による事業評価の基本的考え方	3
3 評価ワーキングにおける実際の評価の進め方	4
4 評価結果に基づく提言の概要	7
5 評価結果の他事業への活用について	9
6 今後の方向性	11
個別事業の評価結果	13
区市町村福祉のまちづくり取組発表会	15
ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業	23
とうきょうトイレ整備事業	29
小規模店舗のバリアフリー化の促進に係る取組	41
宿泊施設バリアフリー化支援事業	45
開催状況等	53
評価ワーキンググループの開催状況	55
第8期東京都福祉のまちづくり推進協議会委員名簿	59
第9期東京都福祉のまちづくり推進協議会委員名簿	60
第8期福祉のまちづくり推進計画評価ワーキンググループ委員名簿	61
第9期福祉のまちづくり推進計画評価ワーキンググループ委員名簿	62





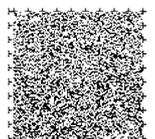




《はじめに》

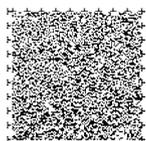
本報告は、平成22年2月に第7期東京都福祉のまちづくり推進協議会が意見具申した「東京都福祉のまちづくり推進計画の評価の基本的考え方」に基づき、「東京都福祉のまちづくり推進計画」の代表的な事業を選定した上で、都民参加のもとこれを点検し、その結果を都や区市町村が様々な事業を進めていく場合の参考としていただくため、第8期及び第9期の推進協議会に設置した「評価ワーキンググループ」において実施した、3年間の点検・評価を取りまとめたものである。

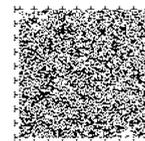
福祉のまちづくりを効果的に進めるためには、当事者である都民の視点から取組を定期的に振り返り、進め方の工夫を図っていくことが重要であり、今回実施した点検・評価は、対象とした個別事業の必要性や継続性を求めるものではなく、その事業のありようを点検・評価することを通じて効果的な取組手法を発見し、他の事業への活用を波及させていくことを目的としている。今回の結果に留意して事業の進め方に工夫、改善を加え、福祉のまちづくりを推進していただければ幸いである。



1 これまでの経緯

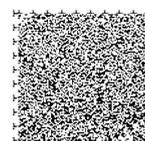
- 「東京都福祉のまちづくり推進計画」(平成21年3月策定)(以下「推進計画」という。)においては、事業者や都民の参加のもとで定期的な評価をし、その結果に基づいて新たな施策を講じるスパイラルアップの仕組みにより、計画の進行管理を行うとしている。
- これは、都自らが利用者の視点に立って課題を洗い出し、改善することによって、福祉のまちづくりを一層推進していくことを目指している。
- 第7期東京都福祉のまちづくり推進協議会では、推進計画の評価手法について検討した結果、「東京都福祉のまちづくり推進計画の評価の基本的考え方」を取りまとめ、平成22年2月に意見具申した。
- その中で、推進計画の評価の進め方は、以下3つの要素からなるとしたところである。
 - (1) 行政による事業の評価
 - (2) 都民参加による事業の評価
 - (3) 世論調査の考察
- そのうち、(2)の都民参加による事業の評価は、福祉のまちづくりが都民・事業者・行政が共に進めていくものであり、行政自らの評価に加え、当事者である都民の視点からの評価が不可欠であるとされたことによる。
- その実施組織として、推進協議会に評価ワーキンググループを設置し、推進計画全112事業のうちの代表的事業を評価していくこととした。
- 都では、庁内に設置する評価委員会において推進計画の各事業の評価を実施するとともに、世論調査である福祉保健基礎調査(平成23年度実施)を基に、東京の福祉のまちづくりに対する都民ニーズを把握・分析をするとしている。
- 都で行う行政による評価及び世論調査の考察と合わせ、都民参加による評価についても工夫と改善をしながら実施し、次期の推進計画につなげていく。





2 都民参加による事業評価の基本的考え方

- 福祉のまちづくりは、障害者をはじめとする全ての人に参加と平等を保障するものである。また、住民が要望するものをユニバーサルデザインという視点で咀嚼して整備にあたる必要がある。
- 今回の事業評価では、事業の不足部分を指摘するのではなく、すべての人の参加と平等を旨とする福祉のまちづくりの本来の目的にあったものかどうかを検討し、事業をよりよいものにするために、どのように改善すべきかという建設的な意見を出すことを基本的な視点とした。
- 本来、都民参加による評価もすべての事業について実施すべきであるが、これは物理的に困難である。そのため、全112事業から一部事業を選定し、その代表的事業の評価結果及び提言を、当該事業だけでなく他の事業においても陥りやすい問題点として改善の参考とし、今後計画・実行されるさまざまな事業の設計に活用されることが重要である。
- これらの事業は、さらなる評価の対象となることを十分認識しながら計画されるべきである。事業の計画と評価をリンクさせながら進めることが重要である。
- 実施組織に関しては、評価する側にも、ユニバーサルデザインや福祉のまちづくりに対する認識が必要であることから、推進協議会の委員を核として評価を実施していく。
- 評価を進めていく際の評価項目は、各事業に共通する項目と、事業の特性に応じて設定する個別項目の2種類とする。
共通項目は、住民参加が図られているかなどの項目を、事業実施前、実施中、実施後のそれぞれに設定し、最後に総合評価を行うものとする。
- 以上のような考え方をベースに、平成22、23、24年度と、3年間にわたり、評価ワーキンググループによる事業評価を実施してきた活動内容について、次に報告する。



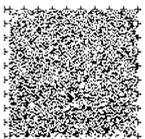
3 評価ワーキングにおける実際の評価の進め方

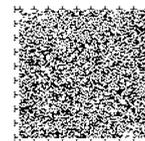
(1) 区市町村福祉のまちづくり取組発表会

- 本事業は、いわばイベント開催事業であり、評価票を重視して評価を行った。
- まず、評価の事前作業として、イベント当日の様子を把握するため、当日の発表資料やパネル展示資料の他、案内チラシ、アンケート結果等の確認を行った。
- 続いて、意見具申で示された評価項目を落とし込んだ評価票を作成した。実績に関する評価においては、本事業個別の項目を追加することとした。
- 最後に評価員単位で評価票を記入し、合議により評価案をまとめるといった手順をふんだ。
- 評価票のとりまとめにあたっては、各評価員が記入した5段階評価を点数化し、レーダーチャート化することで視覚的な工夫にも努めた。

(2) ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業

- 本事業は、区市町村に対する補助事業であるため、実施主体である区市町村の取組を評価することを通して都の事業を評価することとした。評価対象自治体は、区部・市部からひとつずつ、練馬区と日野市を選定した。
- 事業内容の確認にあたっては、都による説明とは別日程で練馬区と日野市の現地調査をそれぞれ実施し、整備の現場を個々に確認した。これにあたっては、自治体から直接説明を受け、質疑をする機会を設けた。現地で事業の実態を確認することで、かなり見えてくる部分もあったため、大変有効であったといえる。
- 現地調査後には、取組発表会と同様、評価員単位で評価票を記入し、





合議により評価案をまとめた。

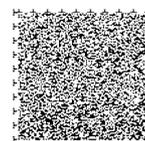
- 評価票のとりまとめにあたっては、各評価員が記入した5段階評価の平均を算出してレーダーチャート化した。これは、「不可」の評価も反映させるなど、取組発表会の評価において作成したレーダーチャートを改善し、より適切なものとしたが、具体的な基準に基づく評価点ではないため、実際には、改善すべき点がどこにあるかの傾向の判断に用いるのみとした。
- また、試行的に、過去において事業採択された選定委員会時の評価基準に従って、現時点でもう一度評価することも実施した。

(3) とうきょうトイレ整備事業

- 本事業は、ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業と同様、区市町村に対する補助事業であるが、評価の事前作業として本事業の内容を確認していく中で、その基となっている「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」の再確認の必要性を認識するに至った。
- 事業の方向性を示す指針と事業の実績との比較をする方が課題を明らかにするうえで有効であるため、本事業の評価では、指針を基準に評価していくという、ユニまち評価とは違った観点で評価を実施した。
- 手法としては、実施主体である個別の区市町村の取組を評価することはせず、新宿区の取組内容を事例として確認するにとどめ、ダイレクトに都の評価を行った。また、改善策を議論することを重視した結果、評価票を作成・記入する手順を踏まなかった。

(4) 小規模店舗のバリアフリー化の促進に係る取組

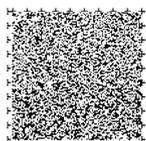
- 平成23年度は、とうきょうトイレ整備事業のほか、当初「鉄道駅エレベーター等整備事業」と「都営地下鉄へのだれでもトイレ整備」を評価対象として予定していたが、これら事業においては整備が一定程度進んでおり、提案できる余地が比較的少ないであろうとの判断から、選定事業の変更を検討した。

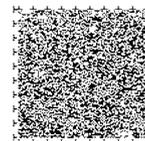


- その結果、より優先的に評価すべきは、日常的に利用する身近な施設のバリアフリー化の取組であるとの認識から、「小規模店舗のバリアフリー化の促進に係る取組」を評価対象とすることとした。
- 手法としては、とうきょうトイレ整備事業と同様、評価票を作成・記入することはせず、普及啓発という事業の特性を踏まえて問題点を洗い出し、これを改善するための議論を重視することで評価を進めた。

(5) 宿泊施設バリアフリー化支援事業

- 平成24年度は、福祉保健局以外の他局が所管する事業から選定するということと、都から区市町村に対する補助事業ではなく、民間事業者に対する補助事業の中から選定するという考え方のもと、産業労働局が所管する「宿泊施設バリアフリー化支援事業」を評価対象とした。
- 手法としては、実際に当事業を活用して整備を行った宿泊施設に現場調査及び事業者からのヒアリングを行った上で、①宿泊施設の事業者にとって、当事業が利用しやすいものとなっているか、②高齢者や障害者を含め利用者のニーズに合った事業内容となっているか、③バリアフリー整備された宿泊施設が都民に効果的に利用されているか、の3つの視点から、当事業の事業効果を更に高めるための提言を行えるよう評価を進めた。





4 評価結果に基づく提言の概要

今回、都民参加による事業評価を行った5つの事業について、評価した結果に基づく提言の概要は次のとおりである。

(1) 区市町村福祉のまちづくり取組発表会

多様な参加者に対する、円滑な移動や情報提供の確保に配慮するために、基本的な留意点をまとめたチェックリストを作成する。これを庁内で共有し、計画段階から確認することにより、シンポジウムをだれもが参加しやすいものにする必要がある。

(2) ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業

より効果的に取り組んでいくため、以下の改善が必要である。

- ア 地区選定の際の十分な審査の仕組みの検討
- イ 補助の相手方への事業主旨の徹底
- ウ 事前及び事後評価の仕組みの検討
- エ 都が区市町村事業の進行管理を行う仕組みの検討

(3) とうきょうトイレ整備事業

本事業の運営を、「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」（平成18年7月意見具申）の考え方により近づけるために、指針の考え方を忠実にかつ、分かりやすく反映させたチェックリストを作成する。これは、トイレ整備を行うにあたって広く使用するものとする。

(4) 小規模店舗のバリアフリー化の促進に係る取組

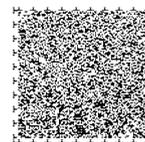
より効果的にバリアフリー化を促進するため、以下の検討が必要である。

- ア 商店街に対し研修プログラムをセットにして働きかける仕組みの検討
- イ 各種補助制度の周知
- ウ 成功事例のPRによる事業者への動機付け
- エ 本部組織や加盟団体に理解を求める方策の検討

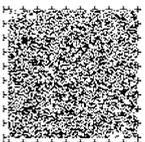
(5) 宿泊施設バリアフリー化支援事業

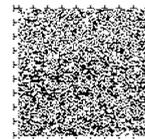
より効果的に宿泊施設のバリアフリー化を促進するため、以下の取組が必要である。

- ア 事業者に対する十分な技術的支援・助言を提供できる仕組みの確保



- イ ハード整備に加え、接客サービスに関する従業員研修等のソフト面の取組の促進
- ウ バリアフリー整備された宿泊施設に関する都民への情報提供内容の充実
- エ 宿泊施設におけるバリアフリー化をより充実させるための設備等チェックリストの活用





5 評価結果の他事業への活用について

個別事業の評価結果の詳細は、13ページ以降にそれぞれ記述したが、今回、5つの事業を評価した中から、当該事業のみではなく、他の事業についても広く共通して活用できる内容を次のとおり整理した。東京都福祉のまちづくり推進計画に位置付けられている各事業の実施に当たっては、今後、これらの点を考慮し、活用を図るよう努めていただきたい。

(1) 事業の企画、実施に当たっての留意点

事業を企画、実施するに当たっては、例えば施設や設備などのハード整備が中心であった場合、整備することばかりが目的化してしまうと、その事業の効果を十分に発揮できなくなることに留意する必要がある。整備された施設や設備を利用者に提供する側に関して、多様な利用者の視点に立った意識や理解を深めるための研修実施や、利用・維持管理面でのマナー向上のための取組など、ハード整備を活かすソフト面での取組についてもあわせて充実させていくことが必要である。

(2) 事業の実施先を選定する際の留意点

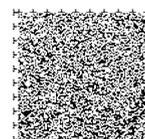
補助事業などにおいて、事業の実施主体を審査し選定するに当たっては、定められた要件を形式的に審査するばかりではなく、審査する側が各事業の目指している本質的な目的や趣旨の確認・明確化を十分に行い、事業の実施を希望する相手方に正しく理解できるよう伝えることが重要である。その際には、相手方の考えや意見なども踏まえるほか、事業の趣旨を整理したチェックリストを作成し、活用することも有効である。

(3) 進行管理など都が関与する際の留意点

補助事業などにおいて、例えば施設や設備を整備する場合、補助申請時などの書類上の手続きのほかに、実際に現地を調査するなどにより進行管理を行うことが重要である。事業の進捗状況を把握するとともに、整備の着手前や初期段階であれば、問題が確認されたときに修正することも可能となり、より事業効果を高めることができる。これらの進行管理の方法や、関与する機関の役割分担などについては、あらかじめ明確化する必要がある。また、必要に応じて、事業実施完了後の評価（利用者や地域住民の反響など）についても、同様に方法などを明確にしておく必要がある。

(4) イベント、シンポジウム、講演会などを開催する際の留意点

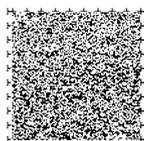
イベント、シンポジウム、講演会などを開催する際には、車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者、乳幼児連れなど、多様なニーズを持つ人が参加



できるように、会場選定の段階から留意する必要がある。今回作成したチェックリストを活用し、会場の選定や運営に関して役立てていただきたい。

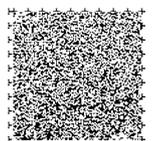
(5) パンフレット類による広報、普及啓発に当たっての留意点

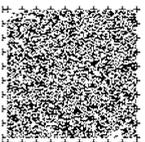
事業に関するパンフレットやガイドラインなどを作成し配布するに当たっては、内容について伝えたい対象者に届ける手法に留意する必要がある。ホームページに掲載することや特定の場所に置くだけでは十分に届かない場合があり、内容に応じた配布方法を検討する必要がある。また、パンフレット等を配布することが目的ではなく、内容をいかに対象者に伝えるかが本質的な目的であるので、研修会や説明会とセットで活用することや、街歩きなどのイベント的なプログラムと組み合わせるなど、対象者の関心を高めるための柔軟な取組を行うことも有効である。



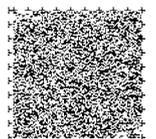
6 今後の方向性

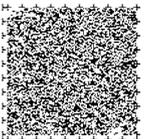
- 近年福祉のまちづくりは確かに前進したが、まだまだ足りないところはある。こうした中、ワーキンググループを設けて事業評価に取り組んだことは、有意義なものであった。
- ただ、都民参加により事業を評価していくという取組は、福祉のまちづくりにおいて新たな取組であったことから、上述のように、評価手法を変えてみたり、選定事業を再度検討してみたりと、試行錯誤しながらの3年間であった。
- その中で、福祉のまちづくりを進めていこうと事業に取り組む姿勢は見られたが、まだまだ、都の事業の進め方について改善できる余地があるということが明らかになった。
- 評価の中では、事業が本来の目的に合致し、かつ有効に進められるようにするための具体的方策が不十分なために、せっかくの事業の有効性が十分に発揮されていないものがあつた。
- また、その評価結果及び提言が、事業の進め方にどのように活用されるか明確でなかったことは、今後の評価活動で留意すべき点である。
- 今後も、事業ごとに柔軟に評価手順を見直すなど、引き続き工夫を重ねていくことが必要である。
- その際の具体的方策として、以下の5点の視点を指摘しておきたい。
 - ・ 対象事業の選定の検討
 - ・ 評価者の訓練のためのプログラムの検討
 - ・ 事業毎の評価手法の工夫
 - ・ 事業毎の評価尺度の明確化
 - ・ 評価結果の反映のさせ方
- 福祉のまちづくり推進計画では、次期計画策定につなげるために都民参加による評価も活用することとしており、その際、今回明らかになった課題や改善すべきことに十分留意して進める必要がある。



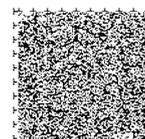


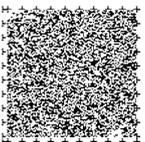
個別事業の評価結果





区市町村福祉のまちづくり取組発表会
(平成22年度実施)





「区市町村福祉のまちづくり取組発表会」の評価について

1 事業の計画・企画に関する評価

取組発表会の実施自体が目的化しており、本来の目的であるスパイラルアップを具体的に生み出すための検討が不足している。

会場確保のための準備不足が否めない。会場候補となる主だった施設の実用的な情報を把握しておく必要がある。

また、事業の企画にあたり、障害者当事者団体等の意見を取り入れる姿勢が不足していた。

2 事業の実績に関する評価

(1) 基調講演

基調講演自体は、一般的にフォーラムのプログラムにおいても一定の型として必要性が認められるものであるが、講演の内容と取組発表会の目的をリンクさせる検討が不足していた。会の目的を説明した上で、都が講演者に対し講演内容のフレームを提示することを検討する必要がある。

(2) 事例発表

それぞれの発表内容はすばらしいが、個々の事例報告の域を越えていない。都が、①課題提起、②取組内容発表、③自己評価というような発表に共通するパターンを示す必要がある。

また、指示代名詞を多用しない、写真は具体的に説明する等の、視覚障害者等にも配慮したプレゼンテーション法について、都から発表区市へ指導することを検討する必要がある。

(3) パネルディスカッション

意見交換の時間が不十分である。取組の評価やアドバイスにまでつながっていない。

(4) パネル展示

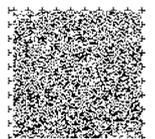
説明者や資料を置くなどの工夫が必要である。また、パネル内容についても十分精査する必要がある。

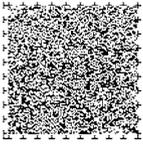
(5) その他

階段昇降機を使用しなければ入場できない等、施設のバリアフリー対応が不十分である。

要約筆記を用意しておらず、情報保障が不十分である。

申込方法がファックスのみとなっており、視覚障害者のための音声による申込ルートを用意しておく必要がある。





3 事業の総合評価

(1) 都事業はユニバーサルデザインの福祉のまちづくりに役立っているか。

自治体が福祉のまちづくりを実施していく際の参考事例を得る機会として有意義な事業であるが、他の区市町村への波及効果を得るための検討が不十分である。

(2) 福祉のまちづくりの推進における都の役割として適切な事業といえるか。

区市町村レベルでは情報交換の場が十分であるとはいえないため、広く福祉のまちづくりを推進するために、東京都が自ら実施する必要がある。

(3) 利用者のニーズに合致した事業といえるか。

内容としては必要な事業といえるが、ユニバーサルデザインのまちづくりの普及というニーズを充足させるための更なる工夫が必要である。

(4) 今後同様の事業を行う際に改善の検討が必要か。

進め方に改善の検討の必要性がある。改善点としては、以下のような取組があげられる。

① 福祉のまちづくり推進協議会等を利用した、企画段階から障害当事者等の意見を取り入れる場面の設定（例：会場選定の際の事前の意見聴取）

② 真の目的である区市町村の取組への波及効果、スパイラルアップを生み出す方策につながるスキームへの変更

具体的には、パネルディスカッションに重点をおき、評価や具体的なアドバイス、成果や課題を本音で語り合う形式にするため、行政だけでなく、障害者や都民、事業者もパネルディスカッションに加わる形式を検討する。

③ 各種イベントの効果を追跡するための参加区市町村へのアンケート調査の実施

④ 各種チェックリストの作成

・会場選定時の注意点をまとめたチェックリスト

（チェック項目例：会場のバリアフリー状況、最寄り駅のバリアフリー状況等）

・イベント開催時の注意点をまとめたチェックリスト

（チェック項目例：手話通訳、要約筆記、磁気テープ等）

（参加申込書には、必要な情報保障を記入できる欄を設けることとする。）

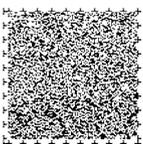
・プレゼンテーション実施時の注意点をまとめたチェックリスト

（チェック項目例：視覚障害者に配慮して指示代名詞を多用しない。図や写真については具体的に説明する等）

このようなチェックリストを都庁内や区市町村に周知できれば、ユニバーサルデザインに対応した取組の広がりが期待できる。

⑤ パネル展示における説明者及び資料の常備

（※ 下線部は都による提案）

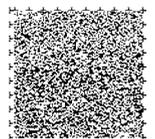


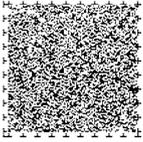
「区市町村福祉のまちづくり取組発表会」の提言について

福祉保健局が所管する「区市町村福祉のまちづくり取組発表会」の評価結果のうち、シンポジウムの企画や構成に対する評価は本事業特有のものもあるが、都が行うシンポジウム等のイベントにおいて、ユニバーサルデザインの視点から、共通事項として留意すべき点を確認された。については、下記のとおり提言する。

記

- 1 多様な参加者に対する、円滑な移動や情報提供の確保への配慮が必要である。基本的な留意点をまとめたチェックリストを作成して庁内で共有し、計画段階から確認することにより、だれもが参加しやすいシンポジウムの開催に配慮する必要がある。
チェックリストの内容は別添「イベント等開催時のユニバーサルデザインチェックリスト」のとおり



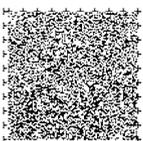


イベント等開催時のユニバーサルデザインチェックリスト

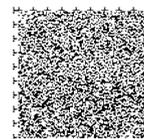
- ・このチェックリストは標準的なイベントを想定しています。参加者の状況により、必要な配慮を加えます(だれでもトイレの数、手話通訳の人数など)。
- ・ハード対応と併せて、人的な対応を十分整えることが必要です。
- ・施設や設備が不十分な場合は、代替措置や人的対応による補完策を検討します。
- ・緊急時・災害時の対応に関する万全な準備が必要です。

●会場選定編

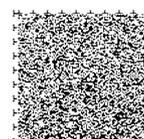
会場内の円滑な移動は確保されていますか？	
	来場者の中には車いす使用者もいる可能性があります。会場施設内の動線を事前に確認しておきましょう。道路から、イベントホール、ロビー、展示会場など、当日使用する場所まで、円滑に移動できる経路が確保されている必要があります。また自動車での来場希望に対して、駐車場の情報を提供できるように、情報収集を行っておきましょう。
会場にだれでもトイレは整備されていますか？	
	長時間の滞在には、トイレの存在が欠かせません。車いす使用者も含めただれもが使いやすい「だれでもトイレ」が、最低でも1以上整備されている必要があります。
会場に車いす使用者対応席が設けられていますか？	
	来場者の中には車いす使用者もいる可能性があります。出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に、車いす使用者のための席が用意されているかを確認しましょう。
会場に集団補聴設備はありますか？	
	来場者の中には聴覚障害者の方もいる可能性があります。聴覚障害者のための磁気ループ、赤外線送受信装置、FM送受信装置等を用意する必要があります。これらの設備は別途準備することも可能ですが、あらかじめ設置されている会場を選定すると便利です。
会場は視覚障害者に配慮した施設となっていますか？	
	来場者の中には視覚障害者の方もいる可能性があります。音声誘導装置や視覚障害者誘導用ブロック、エレベーターの音声案内等の有無を確認しましょう。
会場にベビーチェア・ベビーベッドは整備されていますか？	
	来場者の中には、乳幼児連れの方もいる可能性があります。ベビーチェアやベビーベッドの整備の有無を確認しましょう。また必要に応じて授乳室や託児サービスを提供できる部屋が確保できるかどうか確認しておきましょう。
会場までの経路は整備されていますか？	
	会場最寄駅のバリアフリー整備状況や、駅から会場までのルート、また、最寄りのバス路線のノンステップバスの走行状況を確認し、だれもがアクセスしやすい会場を選定しましょう。
舞台や楽屋までの経路は整備されていますか？	
	イベント等の内容によっては、舞台や楽屋までのバリアフリー化を確認する必要があります。



●事前準備編

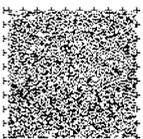


参加申込書には、申込者が当日必要とする設備、対応を記入できる欄はありますか？	
	申込者自らが当日必要とする設備、対応を事前に記入・申告できると安心です。具体的には、手話通訳、要約筆記、人的支援、託児サービスなどです。参加申し込みは、インターネット、FAX、電話といった多様な手段によって行うことができますようにします。
開催案内には、最寄り駅及び最寄り駅から会場までのバリアフリー情報の提供がありますか？	
	会場を初めて利用する方もいます。会場周辺の案内マップに加え、最寄り駅のバリアフリー状況や、最寄り駅から会場までの歩道の整備状況等について、事前に情報提供があると安心です。 また、経路の状況に応じて、要所に案内人を配置するなどの配慮も必要です。
開催をお知らせするホームページの内容は、音声読み上げに対応していますか。	
	視覚障害者の方は、機会音声による読み上げブラウザを使用することがあります。ホームページは、音声読み上げへの対応を意識して、コンテンツを作成する必要があります。
配布資料のテキストデータ化はできていますか？	
	視覚障害者の方から、配布資料の内容を事前に確認したいという要望が出される場合があります。配布資料を事前にテキストデータ化しておく、そういった要望にも対応することができます。
車いす使用者対応席を設けていますか？	
	来場者の中には車いす使用者もいる可能性があります。出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に、車いす使用者が利用できるスペースを用意しましょう。
手話通訳を用意していますか？	
	来場者の中には聴覚障害者の方もいる可能性があります。聴覚障害者向けに手話通訳を用意する必要があります。会場がスライド等で暗くなる場合は、手話通訳者への照明を確保しましょう。
要約筆記を用意していますか？	
	すべての聴覚障害者が手話が得意とは限りません。要約筆記を用意できれば、聴覚障害者も文字情報として内容を認識することができます。要約筆記用プロジェクター、スクリーン、要約筆記者作業スペース等を設けましょう。小さな会合等では、筆記者が隣に座って紙に筆記するような簡易な方法がとられる場合もあります。
会場に集団補聴設備はありますか？	
	来場者の中には聴覚障害者の方もいる可能性があります。聴覚障害者のための磁気ループ、赤外線送受信装置、FM送受信装置等が整備されていない会場では、別途、用意する必要があります。 連絡先：東京手話通訳等派遣センター 03-3352-3335 機材保管場所：渋谷区東1-23-3 東京聴覚障害者自立支援センター 1階受付
休養場所の確保などに配慮していますか？	
	急に体調をくずされる方もいる可能性があります。会場内に休養場所を確保し、必要に応じて医師や看護師の配置をしましょう。また、周辺の医療機関等を事前に確認しておきましょう。
託児サービスを用意していますか？	
	来場者の中には、乳幼児連れの方もいる可能性があります。特に育児に関連したイベントには対応が必要になります。必要に応じて授乳室の確保や託児サービスの提供を検討しましょう。

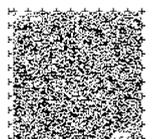


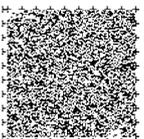
●プレゼンテーション編

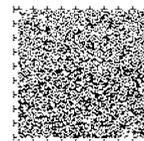
カラーユニバーサルデザインに配慮していますか？	
	パワーポイントのような映像は見やすさに心がけ、また様々な色の見え方に配慮して、明度でのコントラストを確保するなど、カラーユニバーサルデザインに配慮した資料にしましょう。
指示代名詞は使用しないようにしていますか？	
	視覚障害者にとって、「あれ」「これ」「それ」では意味がわかりません。項目を説明するときは、これら指示代名詞を使用しないようにしましょう。
図や写真については、具体的に説明していますか？	
	視覚障害者にとって、図や写真は説明がないとわかりません。視覚障害者がイメージできるように配慮して、図や写真については、なるべく具体的に口頭でも説明しましょう。
手話通訳・要約筆記に配慮した説明をしていますか？	
	手話通訳・要約筆記は、視覚情報が十分でない中で、聞いた内容を手話で伝えています。手話通訳が通訳しやすいよう、ゆっくり、はっきり、話す必要があります。専門用語は、その用語の解説も交えるなど、わかりやすさに注意しましょう。また、人名、地名等の固有名詞は、事前に資料で情報提供する配慮が必要です。



ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業
(平成22年度実施)







「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」の評価について

福祉保健局が所管する「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」（以下、「ユニまち事業」という。）を評価するため、練馬区が練馬駅周辺地区において実施した取組及び日野市が百草園駅周辺地区において実施した取組について、区市の担当者へのヒアリングや現地調査も交えて評価を行った。その上で、ユニまち事業を評価したところ、両地区の評価に基づく都事業の評価はほぼ似通った結果となった。このため、ユニまち事業の都民参加による評価を下記のとおり、取りまとめる。

記

1 都事業はユニバーサルデザインの福祉のまちづくりに役立っているか。

区市町村がユニバーサルデザインに積極的に取り組むきっかけとなっているが、事業実施地区選定時のアドバイス、事業実施期間中における都と区市町村間の協議、実施後の検証が不足しているなど、各々のプロセスに改善すべき点がある。趣旨の徹底が不十分などところがあるが、今後周知していけば更によくなると思われる。

2 都事業は実施主体(区市町村)の福祉のまちづくり事業に有効に活用されているか。

都と区市町村との連携に左右される。一定の連携が図れ、加えて専門家のアドバイスがあれば、さらに有効に活用される。

3 都として指定期間終了後の事業展開を担保しているか。

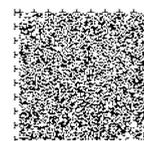
都は、指定期間終了後にも、実施地区のまちづくりの状況や改良の検討などの状況を区市町村から聴取し、継続して助言をする必要がある。

4 事業計画の策定や実際の事業は区市町村が行い、都は区市町村の事業を支援する仕組みとしているが、この方式は適切か。

役割分担としては概ね適切であるが、都は、補助を決定した後の計画段階から、区市町村が実施しようとしていることの方角性を、個別事業に対し、また俯瞰的・大局的な視点から十分確認するとともに、事業推進の進捗管理を確実にを行うことが求められる。

5 都事業は実施地区指定申請にあたり、①一定の広がりのある地区を対象とし、面的な整備を推進する。②協議会の設置など、住民、事業者の意見を反映する場を設ける。③ハード・ソフト両面から取り組む。を基本的条件としているが、この条件は適切か。

区市町村にこれらの条件が付いている意味について十分理解してもらうための説明が必要である。そして、どのようなまちづくりの方角性があり、その中における複数の整備がどのような役割をはたしているのか、その全体と部分の関係性を注視するとともに、協議会の設置のみならず、地元住民の意見を適切に反映させる取組がなされているかを確認していく必要がある。



6 今後同様の事業を行う際に改善の検討が必要か。

進め方に改善の検討の必要性がある。以下のような改善策があげられる。

(1) 地区選定の際の十分な審査の仕組みの検討

都は、実施区市町村の福祉のまちづくりの方向性とその地区との関係性及び該当地区の福祉のまちづくりの方向性と個々の取組との関係性、並びにその中で「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」による支援がどのような役割を担うことができるのかについて、十分に審査することが必要である。

(2) 補助の相手方への事業主旨の徹底

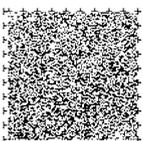
都は、本事業が今後の他事業の手本となるべきものであることを強調し、ユニバーサルデザインの整備として必要なものと住民等が要望するものとの本質的な違い、住民参加の重要性、庁内連携の必要性、などをきちんと理解してもらうことが必要である。

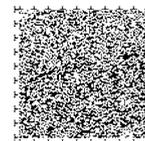
(3) 事前及び事後評価の仕組みの検討

都は、事業を実施する前から実施した後までの評価を、時系列的に行う必要がある。また、補助要件に地域の声などの評価を加えることも検討する必要がある。

(4) 都が区市町村事業の進行管理を行う仕組みの検討

都は、指定地区選定後も、ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業の実施者として、事業の方向性や個々の取組が都事業や指定地区の主旨に対応しているかを、丁寧に確認する仕組みを充実させる必要がある。





「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」の提言について

福祉保健局が所管する「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」を評価した結果、ユニバーサルデザインの視点から留意すべき点を確認された。については、下記のとおり提言する。

記

「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」は、駅周辺や商店街等不特定かつ多数の人が集まる地域において、都民、事業者及び行政が協働してユニバーサルデザインの視点から福祉のまちづくりに先駆的に取り組む区市町村を都が支援する事業である。この事業は、区市町村が積極的にユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むきっかけになってはいるが、より効果的に取り組んでいくうえでの改善が必要である。

また、以下の検討事項は、当該事業に限定するものではなく、広く福祉のまちづくり事業を進めるにあたって、取り入れられ得るものを検討していくことが望ましい。

1 地区選定の際の十分な審査の仕組みの検討

都は、実施地区選定時において、長期的な視点を持って、実施区市町村の福祉のまちづくりの方向性とその地区との関係性並びに該当地区の福祉のまちづくりの方向性と個々の取組との関係性及び、その中で「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」による支援がどのような役割を担うことができるのかについて、十分に審査することが必要である。

2 補助の相手方への事業主旨の徹底

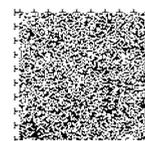
都は、実施区市町村に対して、本事業が先駆的な取組を支援する事業であり、今後の他事業の手本となるべきものであることを強調し、ユニバーサルデザインのまちづくりにおける住民参加の重要性、行政内の関連部署間の連携の必要性を周知徹底する必要がある。また、ユニバーサルデザインの整備として必要なものと住民等が要望するものとの本質的な違いを認識し、ニーズに応じた事業展開を誘導する必要がある。

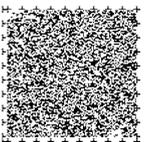
3 事前及び事後評価の仕組みの検討

都は、事業を実施する前から実施した後までの評価を、時系列的に行う仕組みを構築するとともに、その計画・実施・完了後の各段階に応じて、利用者視点での評価を加え、ユニバーサルデザインの特徴である、多様な利用者の声の反映や継続的な改善が実現される工夫をする必要がある。

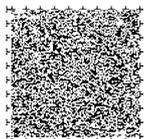
4 都が区市町村事業の進行管理を行う仕組みの検討

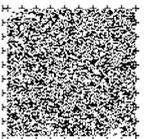
都は、指定地区選定後も、本事業の実施者として、区市町村の事業の方向性や個々の取組が本事業や指定地区の主旨に対応しているかを進行管理し、丁寧に確認する仕組みを充実させる必要がある。

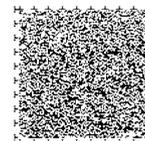




とうきょうトイレ整備事業
(平成23年度実施)







「とうきょうトイレ整備事業」の評価について

今回の評価は、とうきょうトイレ整備事業が、平成18年7月に意見具申された「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」が目指すべきとしているところまで十分に実現されていない現状が確認されたことから、事業の実施主体である個々の区市町村の取組を個別に評価することを通して都事業を評価するという手法をとらず、また、評価項目を検討し、個々の委員ごとに5段階評価を実施するという手法もとらなかった。

実際には、事業そのものを指針に近づけていくための改善取組を提示するための議論を重ねてきた。議論にあたっては、以下のようなアプローチをとった。

1 「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」（以下「指針」という。）の内容確認

平成18年7月に意見具申されたこの指針は、とうきょうトイレ整備事業の考え方の基礎となるものであり、この内容を再度確認する必要がある。

指針では、主に以下のような方向性が示されている。

- ・ トイレは外出時の行動範囲の拡大にも直接結びつく設備であり、外出時に利用できるトイレが身近に見当たらないことは、移動する際の大きな制約要因となる。そのためトイレの空白地帯をなくしていく「都市レベルでの適正配置」という考え方による取組が必要。
- ・ 多機能な「だれでもトイレ」に利用が集中し、真に必要とする人が使えないという現状を変えていくために、多様なトイレニーズをトイレスペース全体で受け止める「トイレの総合的な多機能化」という考え方による取組が必要。

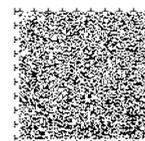
2 とうきょうトイレ整備事業の現状

過去の事業実績をみると、公園内のだれでもトイレの整備にとどまっている感があり、また、区市町村に対しても、指針が示す「地域における総合的なトイレ整備」となるよう、都が十分に誘導できていなかった。

このように、現実には、指針の内容が十分に実現されるようには事業が実施されておらず、いわゆる「だれでもトイレ」の整備に矮小化されてしまっている感が否めない。

3 チェックリストの作成

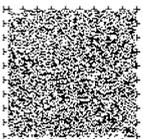
このように、指針の考え方に沿った整備が十分実現されていない感がある。これを改善するためには、指針の考え方を再度確認できるような取組が必要である。具体的には、指針の考え方を忠実に、かつ分かりやすく反映したチェックリスト（別添）を作成することとした。このリストは指針を忠実に理解するための資料という位置づけであり、ユニバーサルデザインの要点となるものであるが指針作成時には盛り込まれていなかった事後評価の視点も追記することとする。



4 チェックリストの使用方法

使用方法としては、区市町村が補助申請する際に事前に確認するために使用する場合と、都が地区指定のための審査をする際に使用する場合があります。さらには、事後評価が重要であることから、事業完了後の適切な時期に使用する場合があります。

なお、計画対象の種別やエリア設定の仕方によって、リストの項目のどこを特に重視するかは、審査の際に考慮するものとする。



「とうきょうトイレ整備事業」の提言について

福祉保健局が所管する「とうきょうトイレ整備事業」を評価した結果、留意すべき点を確認された。ついては、下記のとおり提言する。

記

1 とうきょうトイレ整備事業が、平成18年7月に意見具申した「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」が目指すべきとしているところまで十分に実現されていない現状を改善するために、指針の考え方を再度確認し、「地域における総合的なトイレ整備」に向けて事業の運営を指針の考え方に近づける取組が必要である。

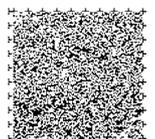
その一つとして、指針の考え方を忠実に、かつ分かりやすく反映したチェックリストを作成し、これを有効に活用することを提案する。

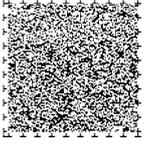
2 上述のチェックリストは、「とうきょうトイレ整備事業」に限定するものではなく、よりよいトイレを目指してとうきょうトイレ整備指針に沿ったトイレの整備を行うにあたって、広く使用できるものとする。

3 補助申請時の使用方法としては、区市町村が事前に確認するために使用するとともに、都が審査をする際に使用する。さらには、事後評価が重要であることから、事業完了後の適切な時期に使用する。

4 また、指針の中で十分触れられていなかった知的・精神・発達障害者等の対応も十分配慮してトイレ整備の指針を見直す可能性について、さらには、「だれでもトイレ」の名称に今後再検討の余地があることについても付言しておく。

※ チェックリストの内容は、別添「とうきょうトイレ整備指針チェックリスト」のとおり。





とうきょうトイレ整備指針チェックリストの使用について

1 チェックリスト作成の経緯

このチェックリストは、とうきょうトイレ整備指針の理解を深め、より具体的なトイレ整備への一助となるよう、同指針に述べられていることを38の確認項目にまとめたものです。

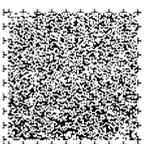
東京都においては、トイレ整備が着実に進められている半面、総合的な多機能化がまだ十分に定着していないために、だれでもトイレに利用が集中してしまい真に必要とする人が使えないという問題が解消されていません。また、トイレの空白地帯をなくしていくという都市レベルでの適正配置も十分ではありません。このような現状を受け、今後広くトイレ整備を行うにあたってとうきょうトイレ整備指針の考え方が再確認され、「地域における総合的なトイレ整備」の推進に活用されるよう、このチェックリストを作成しました。

2 チェックリストの使用目的

このチェックリストは、都内全域にだれにでも利用できるトイレが整備されることにより多様な人々の行動範囲が広がり、だれもが社会参加することができるようなまちづくりを目指して、主に以下のように使用することを想定しています。身体障害者や高齢者に限らず、知的・精神・発達障害者等多様な利用者がトイレを使うことを意識しながら、このチェックリストを使用してください。

- ・ チェックリストは、よりよいトイレを目指してとうきょうトイレ整備指針に沿ったトイレの整備を行うにあたって、広く使用できるものとする。
- ・ 区市町村がトイレ整備の補助申請をする際に、事前に確認するために使用する。
- ・ 都がトイレ整備の補助審査をする際に使用する。
- ・ 福祉のまちづくりにおいては事後評価が重要であることから、事業完了後の適切な時期に使用する。
- ・ なお、トイレ整備における計画対象の種別やエリア設定の仕方に応じて、リストの項目のどこを特に重視するかは、審査の際に考慮するものとする。
- ・ チェックリストの5段階(3段階)評価は、点数化して一律に合計点を算出することを想定していない。とうきょうトイレ整備指針における個々の項目を確認することを重視して使用するものとする。

※ とうきょうトイレ整備指針：平成18年7月意見具申「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」



とうきょうトイレ整備指針チェックリスト

【チェックリストの使用手法】

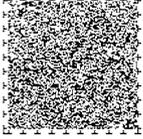
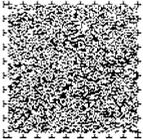
確認項目は全部で38あります。

それぞれの確認事項の下の段に評価の基準がありますので、該当する一つを選び、右の評価欄の対応する番号に○付けてください。

評価基準は5段階の場合と3段階の場合があります。

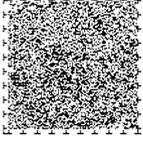
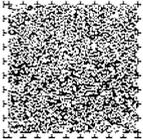
① (風間12時の段階で)半径500m圏内での適正配置が(民間施設のトイレで、外来者への利用を認めているものを含む) 5.400m圏内で大人用ベッドを備えた車いす対応トイレが配置されている 4.500m圏内で大人用ベッドを備えた車いす対応トイレが配置されている 3.500m圏内で車いす対応トイレが配置されている 2.600m圏内で車いす対応トイレが配置されている 1.考慮されていない	P6	5	4	3	2	1
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	---	---	---	---	---

確認項目及び評価基準	指針における該当ページ	評価 (5段階または3段階)				
計画されているトイレとその周辺状況との関係に関する質問						
適正配置						
① (風間12時の段階で)半径500m圏内での適正配置が図られているか(民間施設のトイレで、外来者への利用を認めているものを含む)	P6	5	4	3	2	1
5.400m圏内で大人用ベッドを備えた車いす対応トイレが配置されている 4.500m圏内で大人用ベッドを備えた車いす対応トイレが配置されている 3.500m圏内で車いす対応トイレが配置されている 2.600m圏内で車いす対応トイレが配置されている 1.考慮されていない						
② (夜11時の段階で)半径500m圏内での適正配置が図られているか(民間施設のトイレで、外来者への利用を認めているものを含む)	P6	5	4	3	2	1
5.400m圏内で大人用ベッドを備えた車いす対応トイレが配置されている 4.500m圏内で大人用ベッドを備えた車いす対応トイレが配置されている 3.500m圏内で車いす対応トイレが配置されている 2.600m圏内で車いす対応トイレが配置されている 1.考慮されていない						
③ 特定地域を設定するなどして、公共トイレや民間トイレの、全体のトイレ整備計画を策定しているか	P7	5	4	3	2	1
5. 特定地域を設定しトイレ整備計画を策定している 4. 特定地域の設定はないがトイレ整備計画を策定している 3. 特定地域の設定もトイレ整備計画の策定もないが一定の圏域内のトイレ全体を見据えている 2. 狭い区域内でのトイレ整備を見据えている 1. 当該トイレの整備のみを考えている						
④ 整備計画は、量的整備の検討や、公共交通網や道路網の整備状況等を考慮するなど、地域特性に応じて策定されているか	P7	5	4	3	2	1
5. 地域特性を考慮して整備に反映させている 4. 地域特性を考慮して一部整備には反映させている 3. 地域特性を考慮したが整備には反映できなかった 2. 地域特性をあまり考慮していない 1. 地域特性を全く考慮していない						
⑤ 整備計画は、幹線道路沿いに公衆トイレを設置するなど、単社会の現状も踏まえつつ策定されているか	P7	5	4	3	2	1
5. 幹線道路沿いに設置した 4. 幹線道路近くに設置した 3. 幹線道路沿いの設置を検討した 2. 幹線道路沿いの設置をあまり考慮していない 1. 幹線道路沿いの設置を全く考慮していない						
⑥ 整備計画の策定に当たって、地域特性や住民ニーズを的確に把握するために、住民や関係者を参画させているか	P7	5	4	3	2	1
5. 住民や関係者が計画策定に参加して住民ニーズ等が的確に反映されている 4. 住民や関係者がある程度計画策定に参加している 3. 住民や関係者の意見を聴取した 2. 住民や関係者の参加をあまり検討していない 1. 住民や関係者の参加を全く検討していない						



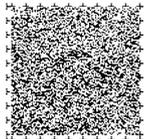
計画されているトイレそのものに関する質問						
整備基準						
⑦	整備基準のうち、遵守義務規定が適用になるものについて、遵守義務規定が守られているか 5. 極めて高いレベルの整備である 4. 高いレベルの整備である 3. 基準通りの整備である 2. 一部が基準に達していない 1. 基準に達していない	P3	5	4	3	2 1
⑧	整備基準のうち、努力義務規定が適用になるものについて、努力義務規定が守られているか 5. 極めて高いレベルの整備である 3. 高いレベルの整備である 1. 努力義務規定は考えられていない	P3	5	3		1
総合的な多機能化						
⑨	「だれでもトイレ」だけに様々な機能を付加するのではなく、一般用トイレにも機能を振り分けるよう工夫されているか 5. ペビーカーやベビーカーなどの機能を一般トイレにも分散させている 4. 一部機能を一般トイレにも分散させている 3. 一般トイレへの機能分散を検討した 2. 一般トイレへの機能分散をあまり検討していない 1. 一般トイレへの機能分散を全く検討していない	P8	5	4	3	2 1
⑩	規模が小さく1つの便所分しか確保できない建築物の場合は、多機能な「だれでもトイレ」にしている 5. 「だれでもトイレ」の規定を満足している 4. 「だれでもトイレ」の規定をまあまあ満足している 3. 「だれでもトイレ」の規定を一応満足している 2. 「だれでもトイレ」の規定をあまり満足していない 1. 「だれでもトイレ」の規定を全く満足していない	P8	5	4	3	2 1
トイレの望ましい整備						
⑪	多様な利用者の動線、利用方法を想定して設計しているか。 5. 便器前のスペース、設備の配置、洗面下のスペース、ドアの位置・仕様や使用中の表示など、多様な利用者の具体的な利用方法を十分想定して設計している 4. 具体的な利用方法がある程度想定して設計に反映させている 3. 具体的な利用方法がある程度想定している 2. 具体的な利用方法をあまり想定していない 1. 具体的な利用方法を全く想定していない	P9	5	4	3	2 1
⑫	整備後のトイレについても、利用者の視点から検証し、利用に問題がある場合は改善していく仕組みを用意しているか 5. 仕組みとして確立されている 3. まだ仕組みとして確立されていないが想定はされている 1. 想定されていない	P9	5	3		1
⑬	「総合的な多機能化」を想定して一般用便所のなかにスペースを広く取ったものを設置しているか 5. 男女それぞれに設置している 3. 男女どちらからかに設置している 1. 設置していない	P10	5	3		1
⑭	ひとつの便所内で器具配置等が統一されているか 5. 統一されている 3. ある程度統一されている 1. 全く統一されていない	P10	5	3		1

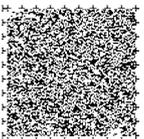
⑮	<p>ドアの開閉時に手や衣服が挟まれたりすることのないよう、安全性が確保されているか</p> <p>5. 指をささんだり、閉まってくるドアに車いすが挟まれたりしないように安全性が十分確保されている 3. ある程度確保されている 1. 考慮されていない</p>	P10	5	3	1	
⑯	<p>荷物を置く場所を設けたり、手洗いと化粧コーナーの分離等、配置を工夫することにより、快適空間の創出に努めているか</p> <p>5. 快適空間の創出に十分努めている 3. ある程度考慮されている 1. 考慮されていない</p>	P10	5	3	1	
⑰	<p>トイレの入り口から便房までは円滑に移動ができるよう、できるだけ単純な動線となっているか</p> <p>5. 単純でわかりやすい動線となっている 3. ある程度単純な動線となっている 1. 複雑な動線となっている</p>	P10	5	3	1	
⑱	<p>介助者が異性である場合にも配慮して、「だれでもトイレ」はトイレスペースの入口近くに配置しているか</p> <p>5. 入口近くに配置してあり異性介助でも問題ない 3. 入口近くではないが異性介助でも問題ない 1. 考えられていない</p>	P10	5	3	1	
⑲	<p>設置場所や地域特性に応じて外観のデザインや内装に工夫するなど、魅力的なトイレとする取組がされているか</p> <p>5. 魅力的なトイレとする取組が十分行われている 3. ある程度行われている 1. 行われていない</p>	P16	5	3	1	
㉑	<p>節水型など、循環型社会に対応しているか</p> <p>5. 循環型社会に十分対応している 3. ある程度対応している 1. 対応していない</p>	P10	5	3	1	
㉒	<p>トイレへの案内表示は適切か</p> <p>5. 視覚障害のある人がトイレまで行け、男女の別を判断できるように配慮されている 3. ある程度配慮されている 1. 配慮されていない</p>	P11	5	3	1	
㉓	<p>男女トイレが離れていたり、だれでもトイレだけ別の場所にあるような配置となっていないか</p> <p>5. なっていない 3. なっているが特に支障は感じられない 1. なっていて支障がある</p>	P11	5	3	1	
㉔	<p>便房数の男女比は、そのトイレの利用実態から見て適切に考えられているか</p> <p>5. 適切に考慮されている 3. ある程度考慮されている 1. 考慮されていない</p>	P11	5	3	1	
災害時等への対応						
㉕	<p>災害時のトイレ対策が講じられているか</p> <p>5. 災害時の避難拠点となる場所に高齢の人、障害のある人、子ども等に対応したトイレが設置されている 3. 十分ではないが設置されている 1. 設置されていない</p>	P11	5	3	1	
㉖	<p>外部の災害情報が伝わりにくい聴覚障害者等への情報提供の方策が検討されているか</p> <p>5. 適切に考慮されている 3. ある程度考慮されている 1. 考慮されていない</p>	P11	5	3	1	



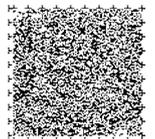
㉔	イベントが開かれる場合には、多様な利用者を考慮したトイレが準備されているか	P11	5	3	1
	5. 車いす対応はじめ、多様な利用者に対応した設備が準備されている 3. 十分ではないが準備されている 1. 準備されていない				
㉕	災害時の衛生的な処理などの公衆衛生対策が図られているか	P11	5	3	1
	5. 十分に検討されている 3. ある程度検討されている 1. 検討されていない				
	適正配置に向けた取組				
㉖	コンビニ、ガソリンスタンド、ファミリーレストラン、商店街、鉄道駅等の民間事業者の民間事業者のトイレを地域内の公共トイレとして位置付けていくことを図っているか	P13	5	3	1
	5. 十分に検討されている 3. ある程度検討されている 1. 検討されていない				
	維持管理				
㉗	清掃等の定期的業務を含めて、故障などに速やかに対応できる管理体制がとられているか	P18	5	3	1
	5. 十分に検討されている 3. ある程度検討されている 1. 検討されていない				
㉘	公衆トイレの維持について地域住民が積極的に関わることや仕組みが作られているか	P18	5	3	1
	5. 十分に検討されている 3. ある程度検討されている 1. 検討されていない				
㉙	公衆トイレの「だれでもトイレ」の目的外使用を防ぐ対策が取られているか	P18	5	3	1
	5. 十分対策が取られている 3. ある程度取られている 1. 取られていない				
	トイレの利用方法(ルールとマナー)				
㉚	「だれでもトイレ」は、すべての人が同じ条件ではなく利用にあたっては優先される人がいる、という使用ルールを明示し、普及啓発を図っているか	P19	5	3	1
	5. 十分図っている 3. ある程度図っている 1. 図っていない				
㉛	内部障害者など外見からはわからない障害のトイレニーズについて理解を促す取組がされているか	P19	5	3	1
	5. 十分取り組まれている 3. ある程度取り組まれている 1. 取り組まれている				
㉜	汚してしまった場合等の連絡用に、トイレ内に管理者の連絡先を適切に掲示しているか	P20	5	3	1
	5. 十分対応されている 3. ある程度対応されている 1. 対応されていない				

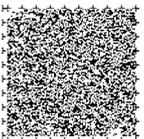
トイレ情報の発信				
⑳	「だれでもトイレ」の設置場所や機能についてのトイレ情報を、地図、インターネット、携帯電話で確認できるような、事前情報の提供がされているか	P21	5	3
	5. 十分対応されている 3. ある程度対応されている 1. 対応されていない			
㉑	トイレに迷わずたどり着くために、案内標識の設置等、わかりやすいトイレ表示の連続性を考慮して案内されているか	P21	5	3
	5. 十分対応されている 3. ある程度対応されている 1. 対応されていない			
㉒	トイレの配置や便房の設備などが、入口、各便房脇に表示されているか	P22	5	3
	5. 十分対応されている 3. ある程度対応されている 1. 対応されていない			
事後評価				
㉓	事後評価の仕組みが計画されているか		5	3
	5. 十分検討されている 3. ある程度検討されている 1. 検討されていない			



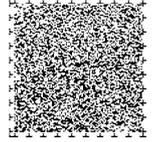


小規模店舗のバリアフリー化の促進に係る取組
(平成23年度実施)





「小規模店舗のバリアフリー化の促進に係る取組」の



評価及び提言について

都民がユニバーサルデザインのまちづくりを実感するためには、飲食や各種サービスなど日常生活で利用する施設におけるバリアフリー化が重要である。

今回の評価は、飲食、物販店などの小規模な店舗等を対象として利用しやすさの向上を図るために作成した二つのパンフレットを切り口に、その取組に対して評価を行うこととした。

1 パンフレット作成の趣旨

東京都福祉のまちづくり条例では、店舗等の内部など整備基準では補いきれない部分がある。また、新築や増築等に当たらないケースについては、建築確認が及ばないという現状がある。このような法的規制が及ばない部分についても、都はバリアフリー化の必要性の周知を図るため「みんながまた来たくなるお店づくり」(※)と「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」(※)の二つのパンフレットを作成した。

2 都の取組に対する評価

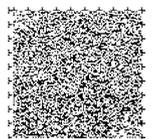
二つのパンフレットは、だれもが利用しやすい店舗等を普及、拡大するためのバリアフリー化を、それぞれソフト面、ハード面から進めるために作成したものであるが、広報が必ずしも十分でない現状がみられる。

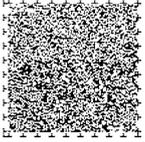
また、店舗等においてこれらパンフレットが接客研修やイベント実施などに関連して活用されるまでの手順の検討が十分でなく、パンフレットの啓発・活用の具体的な方策を含めて一体的に考え、提案すべきである。

3 店舗等におけるバリアフリー化の取組を普及させるための提案

二つのパンフレットを個別にとらえるのではなく、セットとしてとらえ、小規模な店舗やそれらが集中する商店街、事業者が加盟する団体等に周知を図ることが有効である。周知にあたっては、以下のような事項の検討が必要である。

- (1) 商店街においてバリアフリーを進めるのに最も有効なものの一つは、人材の育成である。パンフレットを配布するだけでは効果は薄く、外部講師を商店街に呼んでこれらパンフレットを基に研修を行う取組や、パンフレットを絡めた商店街イベントを開催するなどの研修プログラムをセットにして働きかける仕組みの検討が必要である。
- (2) これら商店街の取組の促進には、補助制度がある場合には、その周知が有効である。実際に補助金の対象となるかどうかは個々のケースごとに判断されるが、受けられる補助の内容や申請先をパンフレットに明示することなどで、取組へのきっかけが生まれることが期待される。





区市町村を通した間接的な補助である場合は、同様に、区市町村に対しての周知が必要である。

(3) パンフレット周知にあわせ、こんなお店のこんな対応がよかった、こんな整備がされていて助かったといった障害者や高齢者の声を集め、これらを周知することで、意識の乏しい事業者に対して動機付けを図ることが可能となる。さらに、バリアフリーの工夫による集客効果の成功事例をPRできれば効果的である。

(4) 商店街内にはチェーン店の出店も多く見られる。チェーン店の本部組織や加盟する団体へ積極的に理解を求める方策が必要であり、広く傘下店舗に取組が普及することが期待できる。

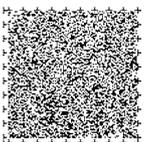
以上、パンフレットを切り口にバリアフリーの取組を進めることは、商店街活性化の契機にもなりうるものとする。また、せっかくバリアフリーに取り組んだ店舗があっても、商店やテナントの変更により無に帰すのでは意味がない。法的規制の有無に関わらずバリアフリーの取組の重要性が引き続き認識され、継承されていくことは極めて重要であり、商店や商店街がこの問題に高い関心を持ち続けるような自発的な取組を促す方策が必要である。

※「みんながまた来たくなるお店づくり」(平成21年9月発行)

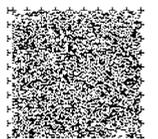
商店街等の小規模な店舗においてサービスを提供する事業者の接客サービスの向上を進め、高齢者、障害者等だれもが利用しやすい店舗を普及・拡大するために作成。平成21年10月の東京都福祉のまちづくり条例改正により、商店街等の小規模な店舗においても、出入口の段差解消などバリアフリー化が義務付けられ、整備が困難な店舗については、人的対応で代えることに対応したもの。

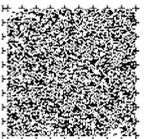
※「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」(平成22年5月発行)

東京都福祉のまちづくり条例に定める整備基準だけでは補いきれない、店舗等内部の整備の考え方をガイドラインとしてまとめたもの。施設の利用者がその目的を達成するために、円滑に利用できるように整備し、すべての人が、利用できる店舗等を限定されることなく、商品や飲食の種類を、自らの意思で、自由に選択できる環境を整えることを目的に作成。(店舗等内部：例えば洋品店であれば商品の陳列棚や試着室まで、飲食店であれば飲食を提供するテーブルまでの経路や設備などで、条例に定める整備基準の対象とならない部分)

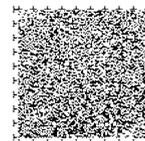


宿泊施設バリアフリー化支援事業
(平成24年度実施)





「宿泊施設バリアフリー化支援事業」の評価及び提言について



宿泊施設バリアフリー化支援事業の内容は、(1) 宿泊施設をバリアフリー化するために事業者に対して整備費用の助成等を行う「宿泊施設バリアフリー化支援事業補助金」と、(2) バリアフリーにかかるセミナー及び相談会を開催し、ノウハウを普及し取組環境を整備する「宿泊施設バリアフリー化セミナー及び相談会」となっている。

本事業の内容をさらに詳細に把握するため、当該補助事業を活用して車いす使用者用客室等を整備したホテルの現場調査を行い、事業者からも直接ヒアリングを行った。

1 事業者からのヒアリング結果

既存の会議室について、車いす使用者が利用できるよう、客室扉の改修、便所・浴室の設置（引戸・手すりの設置等）、洗面台の設置等を行った「車いす使用者用客室」を現場調査し、事業者からヒアリングを行った。

(1) 当該補助事業を活用した動機

グループの他のホテルが当該補助事業を活用した実績があり、ホテル全体の客室改装の際に、車いす使用者用客室も整備することとした。

(2) 利用者の反応

リピーターも多く、概ね好評をいただいている。

車いすの方の予約を優先して受け付けている。

バスルーム等の使い勝手がよく、高齢者等の利用も多い。

(3) 都からの補助がどのような点で役立ったか

景気・経済状況が好転していかない中ではホテル経営も厳しい状況にある。

一方で、今後の高齢化社会を見据えた新たな設備投資も必要な中で、このような補助制度があることは非常に助かる。

(4) その他、整備に当たっての技術的な助言や従業員への取組など

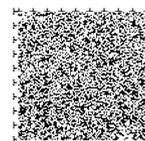
客室整備に当たっては、都の事業担当部署へ技術的な相談を行うとともに、車いすを使用している従業員の意見も参考にした。

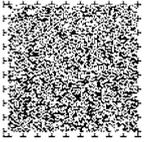
接遇については、従業員に「ハートフルアドバイザー（※）」の資格を取得させ、各従業員に還元するようにしている。

※高齢者・障害者に対する接客サービス従事者研修の修了者（社団法人シルバーサービス振興会と財団法人総合健康推進財団が実施）

2 事業に対する評価及び提言

事業の検証を通じて、当事業は、東京の観光振興施策の一つとして、都内宿泊施設のバリアフリー化の取組を支援し、高齢者や障害者を含むすべての人が宿泊施設を安全かつ円滑に利用できるよう受入体制の整備を促進することを目的としており、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを推進していく上で、有意義な事業であることが確認できた。





実際に当事業を利用した事業者からのヒアリングでも、特に、景気が好転しない中で、業界として新たな設備投資が求められる状況があり、こうした補助事業の存在は大きいとの話もあった。

評価ワーキング・グループとしての事業の検証結果として、以下の3つの視点から、当事業の事業効果をさらに高めるために提言を行う。

また、3つの視点は、今回評価した「宿泊施設バリアフリー化支援事業」に限らず、他の民間事業者に対する補助事業の評価・検証に当たっても有効な視点であるため、他の事業の評価での活用も図るべきである。

<事業に対する評価・検証の3つの視点>

- ① 事業者にとって、当事業が利用しやすいものとなっているか
- ② 高齢者や障害者を含め利用者のニーズに合った事業内容となっているか
- ③ 当事業の補助を受け、バリアフリー整備された宿泊施設が都民に効果的に利用されているか

(1) 事業者への技術的支援・助言の確保について

事業者が施設のバリアフリー化の整備計画を作成する際に、どの部分を、どのように改修すべきかという点について、技術的なアドバイスや助言等を十分に受けることが可能となるよう仕組みを確保しておくことが重要である。

当事業には、バリアフリー化整備に関する「コンサルティング」の補助メニューも別途、用意されており、さらにその活用が進むよう、事業者に対する周知の徹底が求められる。

(2) 接遇等ソフト面の取組の促進について

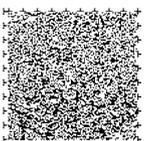
当事業は、宿泊施設のバリアフリー化への取組を支援することにより、高齢者や障害者などの方が、宿泊施設を安全かつ円滑に利用できるよう、受入体制の整備を促進することを目的としている。

そのためには、施設や設備面のハード整備に加えて、接遇や人的介助等のサービスに関する従業員教育など、ソフト面の取組もまた不可欠であり、障害者等の利用者も重視している。

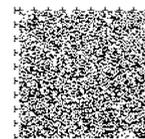
当事業では、毎年、バリアフリー化セミナー・相談会を実施し、宿泊施設の経営者・施設担当者等を対象に、施設のバリアフリー化の重要性や補助金利用事例の紹介を行っており、平成23年度には、その中で講師から、ソフト面に関する講義や、ソフト面も含む従業員研修を実施している事例を紹介するなどの取組を行っている。

こうした取組をさらに発展させ、当該補助事業に加え、接遇サービスやコミュニケーション技術に関する従業員研修等について、事業者に促すなど、ハード整備とソフト面の取組を一体的に進めることによって、高齢者や障害者などの方が、宿泊施設を安全かつ円滑に利用できる受入体制の整備を一層、推進できるものとする。

また、当事業を活用し、バリアフリー改修を行った宿泊施設では、高齢者や障害



者の方々の利用が増加することも想定されるため、災害時など非常時における避難・誘導について特に配慮した従業員研修を実施し、災害時要援護者に対する支援体制に万全を期すことに留意すべきである。



(3) バリアフリー整備された宿泊施設の都民への情報提供について

当事業を活用してバリアフリー整備を実施した宿泊施設に関する情報は、障害者等が宿泊施設を選択する際にも極めて有用な情報であることから、必要な情報を十分に都民に幅広く提供していくことが重要である。ワーキング・グループの議論の中でも、実際に障害者の方々は、バリアフリー整備された宿泊施設を探すのに苦労しているという意見も出された。

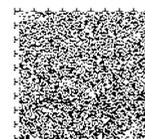
当事業では、補助事業を活用し、バリアフリー整備を実施した宿泊施設のバリアフリー化の状況をホームページ（(公益財団法人) 東京観光財団公式サイト「GOTOKYO」）で公開し、情報提供を行っている。

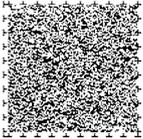
提供された情報は、極めて有用な情報も多いが、障害者等の利用者の視点から重視する情報は、出入口等のバリアフリー化情報だけでなく、客室のバリアフリー化の写真情報、特にバスやトイレ等の写真情報や、視覚・聴覚障害者用の設備の有無、介助等のサービス情報であることを、事業者に改めて周知し、提供情報の充実化を図ることで、さらに効果的な情報提供ができるものとする。

(4) チェックリストの活用

宿泊施設においてバリアフリー化対応を行うに当たって、利用対象者である高齢者や障害者等の特性を踏まえ、ソフト面、ハード面での対応をより充実させるため、接遇や施設に関する情報提供などソフト面の取組に加え、ハード面で施設の改修等を伴わない場合においても、共用スペースや客室の設備・備品の更新や追加などの対応が可能な項目について、別添「宿泊施設におけるバリアフリー化設備・備品等チェックリスト」を作成したので、今後活用を図られたい。

なお、チェックリストに記載されている設備・備品等が準備されていない場合においても、高齢者、障害者等が宿泊施設を利用できるかどうかについては、本人が判断することであるため、高齢者、障害者等からの宿泊の問い合わせに対して、設備・備品や接遇などについて現状を説明する際の参考とするよう、事業者にも周知を図られたい。





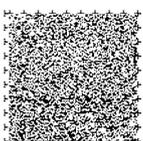
宿泊施設におけるバリアフリー化設備・備品等チェックリスト

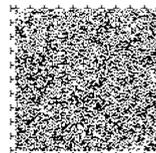
このチェックリストは、宿泊施設においてバリアフリー対応を進める際に参考となるよう、まとめたものです。接遇や施設に関する情報提供などソフト面の取組に加え、ハード面で施設の改修等を伴わない場合においても、共用スペースや客室の設備・備品の更新や追加などの対応が可能な項目について、このチェックリストを活用してください。

※バリアフリー化推進のための施設整備事業（改修工事等）を対象とした「宿泊施設バリアフリー化助成金」の助成対象となる項目については、原則として含んでおりませんのでご留意ください。

利用対象者の主な特性	
高齢者	<input type="checkbox"/> 身体機能低下などにより、段差など移動が困難な場合がある <input type="checkbox"/> 視力、聴力、認知機能の低下によりコミュニケーションが困難な場合がある
視覚障害者	<input type="checkbox"/> 視覚による情報の認知が不可能又は困難
聴覚・音声・言語障害者	<input type="checkbox"/> 聴覚による情報の認知が不可能又は困難 <input type="checkbox"/> 言語機能または音声機能の障害により、コミュニケーションが困難な場合がある
肢体不自由者	【手動又は電動車いす使用者】 <input type="checkbox"/> 階段、段差昇降が不可能 <input type="checkbox"/> 車いすでの移動にスペース、回転スペースが必要 【車いす使用者以外（杖、補装具使用者等）】 <input type="checkbox"/> 長い距離の移動、長い時間立位が困難な場合がある
知的障害者、精神障害者	<input type="checkbox"/> 文章・会話の情報量や複雑な表現が多いと混乱する場合がある <input type="checkbox"/> 対人関係やコミュニケーションが苦手な場合がある
乳幼児連れ	<input type="checkbox"/> 階段、段差昇降が不可能又は困難な場合がある

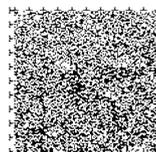
ソフト面		チェック欄	
接 遇		有	無
<input type="checkbox"/> 高齢者・障害者等に対する介助サービスの提供			
<input type="checkbox"/> 高齢者・障害者等への接遇・介助サービスマニュアルの作成			
<input type="checkbox"/> 高齢者・障害者等への接遇・介助サービス研修の実施			
<input type="checkbox"/> 災害時等における高齢者・障害者等対応マニュアルの作成			
<input type="checkbox"/> 災害時等における高齢者・障害者等対応に関する訓練の実施			
施設に関する情報提供(ホームページ等)		有	無
<input type="checkbox"/> インターネット予約の可能・不可能に関する情報の掲載			
<input type="checkbox"/> 車いす使用者用客室の有無、客室内の配置図、写真の掲載			
<input type="checkbox"/> 施設内の共用スペースの配置図、写真の掲載			
<input type="checkbox"/> トイレ、レストラン、大浴場のバリアフリー化状況に関する情報の掲載			
<input type="checkbox"/> FAXの有無（フロント、客室）に関する情報の掲載			
<input type="checkbox"/> 高齢者・障害者等介助サービスに関する情報の掲載			
<input type="checkbox"/> 補助犬受入れに関する情報の掲載			

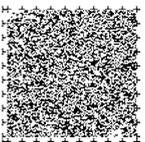




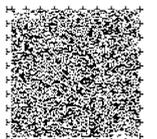
ハード面

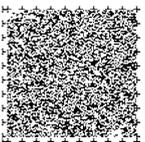
設備・備品等 (設置又は貸し出し)	利用対象者							チェック欄	
	高齢者	視覚障害者	聴覚・音声・言語 障害者	肢体不自由者	知的障害者	精神障害者	乳幼児連れ	有	無
共用スペース									
敷地内の通路・建物出入口									
スロープ板の用意 (※段差があるが、直ちに条例に基づく改修が困難な場合)	●			●			●		
フロントと連絡が取れるインターホンの設置 または宿泊施設電話番号を掲載した掲示板の設置	●			●				●	
フロント									
筆談器、コミュニケーションボード			●		●	●			
聴覚障害者等に配慮した電話機 (音声増幅機能付き等) ・FAX	●		●						
ロビー・廊下等									
施設内の案内板 (点字・浮き彫り文字等)		●							
聴覚障害者に配慮した文字放送に対応可能なテレビ			●						
光、文字、音、音声等による非常放送設備		●	●		●	●			
宴会場・レストラン									
スロープ板の用意 (※段差があるが、直ちに条例に基づく改修が困難な場合)	●			●				●	
筆談器、コミュニケーションボード			●		●	●			
磁気ループ等集団補聴設備	●		●						
授乳スペースの確保 (同一フロア)								●	
大浴場									
スロープ板の用意 (※段差があるが、直ちに条例に基づく改修が困難な場合)	●			●				●	
車いすから移乗できる移乗台 (浴槽台・バスボード等)	●			●					
シャワー用の車いす (シャワーチェア、シャワーベンチ、シャワーキャリー等)	●			●					
その他									
補助犬排泄場所の用意または排泄可能な場所の案内		●	●	●					
客室									
客室出入口									
客室部屋番号表示 (点字・浮き彫り文字)		●							
鍵 (カード式キー)		●							
ダブルドアスコープ、液晶ドアスコープ等				●					
情報伝達等									
施設利用案内・客室内案内 (点字・浮き彫り文字)		●							
筆談器、コミュニケーションボード			●		●	●			
聴覚障害者等に配慮した電話機 (音声増幅機能付き等) ・FAX	●		●						
聴覚障害者に配慮した文字放送に対応可能なテレビ			●						
光、文字、音、音声等による非常放送設備		●	●		●	●			
ベッド周辺									
音声案内付き目覚まし時計		●							
振動目覚まし時計			●						
ベッド (車いすの座面の高さ: 40cm~45cm程度、フットサポートが入る)				●					
ベッドボード (マット上面より30cm以内、ベッド上で寄りかかりやすい形状)				●					
ベッドサイドキャビネット (マットレス上面より10cm程度高いもの)				●					
スライディングボード・スライディングマット	●			●					
車いす使用者の足が入るデスク				●					
浴室・トイレ									
車いすから移乗できる移乗台 (浴槽台・バスボード等)	●			●					
シャワー用の車いす (シャワーチェア、シャワーベンチ、シャワーキャリー等)	●			●					
ユニバーサルデザインのアメニティグッズ (シャンプー、ヘアドライヤー等)	●			●					
その他									
段違いハンガーラック等 (※ラックとルガーを接続するS字フックの用意でも可)				●					
カーテン開閉リモコン	●			●					



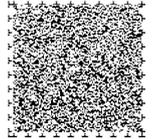


開 催 状 況 等

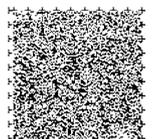


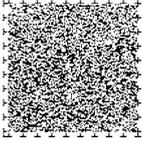


平成22年度評価ワーキンググループの開催状況

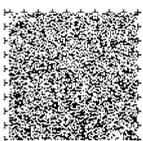


	評価事業名	検 討 内 容
第1回 5月26日	区市町村福祉のまちづくり取組発表会	<p>○区市町村福祉のまちづくり取組発表会の内容の確認（計画案・実績） ○評価票の評価項目の検討 ○委員ごとに評価を実施</p> <p>【資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉のまちづくり推進計画都民参加による評価票（案） 2 福祉のまちづくり推進計画行政評価票 3 「区市町村福祉のまちづくり取組発表会」関係資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ユニバーサルデザインのまち東京フォーラム 2009」チラシ ・ 「ユニバーサルデザインのまち東京フォーラム 2009」プログラム ・ 区市町村取組発表資料（大田区・豊島区・練馬区・日野市） ・ パネル展示資料（世田谷区・杉並区・町田市・東京都） ・ 「ユニバーサルデザインのまち東京フォーラム 2009」アンケート回収結果 ・ 取組発表会開催に係る経費一覧
第2回 7月9日	区市町村福祉のまちづくり取組発表会	<p>○各委員の評価の集計結果の確認 ○事業に対する評価（案）の検討</p>
	ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業（練馬区）	<p>○ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業の内容の確認 ○練馬区の事業の内容の確認（計画案・実績） ○評価票の評価項目の検討</p> <p>【資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉のまちづくり推進計画都民参加による評価票（案） 2 福祉のまちづくり推進計画行政評価票 3 ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業イメージ 4 ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業実施地区一覧 5 練馬区事業計画マップ 6 ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業実績一覧 7 練馬区事業別報告書（平成19・20・21年度） 8 ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業指定地区選定委員会資料（平成19年7月4日開催） <ol style="list-style-type: none"> ① 委員会概要資料 ② 評価基準 ③ プレゼンテーション評価結果表 ④ 基本計画書 ⑤ プレゼンテーション資料 9 豊玉公園改修工事に係る住民意見調査結果（平成20年11月4日実施） 10 福祉のまちづくりシンポジウム発表資料（平成21年11月19日開催） 11 ユニバーサルデザイン整備促進事業実施要綱、補助要綱

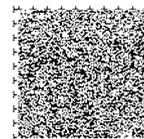




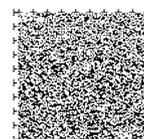
	評価事業名	検 討 内 容
第3回 9月6日	ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業（練馬区）	<p>○実施地区の現地調査（現地において、練馬区職員からの説明と質疑応答）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全な歩行空間の確保に向けた駅前商店街の無電柱化整備 2 安全な歩行空間の確保に向けた練馬の散歩道整備 3 ユニバーサルデザインモデル公園整備（豊玉公園整備） 4 利用しやすい練馬庁舎の推進に向けた整備（やすらぎ歩道橋誘導サイン設置、思いやり駐車スペースサイン設置、自動ドア改修） <p>○事業の補足説明と質疑応答（区役所内会議室）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ユニバーサルデザインモデル公園整備（学田公園整備） 2 事業を構成するソフトの取組 <p>○委員ごとに評価を実施</p>
第4回 10月8日	ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業（練馬区）	<p>○各委員の評価の集計結果の確認</p> <p>○事業に対する評価（案）の検討</p>
	ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業（日野市）	<p>○日野市の事業の内容の確認（指定地区申請時点のプレゼンテーション資料に基づく説明）</p> <p>○評価票の評価項目の検討</p> <p>【資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉のまちづくり推進計画都民参加による評価票（案） 2 福祉のまちづくり推進計画都民参加による評価票（その2）（案） 3 基本計画書 4 ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業実績一覧 5 事業別報告書（平成19・20・21年度） 6 指定地区選定委員会プレゼンテーション資料（平成19年7月4日開催）
第5回 11月17日	ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業（日野市）	<p>○事業説明（日野療護園会議室において、日野市職員からの説明）</p> <p>○実施地区の現地調査（現地において、日野市職員からの説明と質疑応答）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全な歩行空間の確保に向けた歩道整備（百草園駅前幹線市道整備） 2 地域の新たな交流を生み出すための公園の再生（河内公園整備） 3 利用しやすいコミュニティ施設への再生（落川交流センター整備） <p>○事業の補足説明と質疑応答（日野療護園会議室）</p> <p>○委員ごとに評価を実施</p>
第6回 12月20日	ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業（日野市）	<p>○各委員の評価の集計結果の確認</p> <p>○事業に対する評価（案）の検討</p>



平成23年度評価ワーキンググループの開催状況

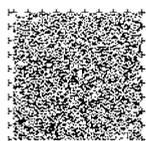


	評価事業名	検 討 内 容
第1回 5月26日	とうきょう トイレ整備 事業	<p>○とうきょうトイレ整備事業の内容の確認 ○意見交換</p> <p>【資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冊子「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」 (平成18年7月意見具申) 2 ユニバーサルデザイン整備促進事業実施要綱 3 ユニバーサルデザイン整備促進事業補助要綱 4 とうきょうトイレ整備事業の概要資料 5 とうきょうトイレ整備事業実施状況(平成19年度～22年度) 6 とうきょうトイレ整備事業行政評価票 <p>【参考資料】 新宿区のトイレ整備事例</p>
第2回 7月1日	とうきょう トイレ整備 事業	<p>○「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針」の内容の確認 ○とうきょうトイレ整備事業チェックリストの検討</p>
第3回 8月2日	とうきょう トイレ整備 事業	<p>○とうきょうトイレ整備事業チェックリストの検討 ○事業に対する評価(案)の検討</p>
第4回 11月4日	小規模店舗 のバリアフ リー化の促 進に係る取 組	<p>○小規模店舗のバリアフリー化促進の取組の内容の確認 ○意見交換</p> <p>【資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冊子「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」 2 冊子「みんながまた来たくなるお店づくり」 3 取組状況の概要資料
第5回 12月9日	小規模店舗 のバリアフ リー化の促 進に係る取 組	<p>○小規模店舗のバリアフリー化促進の取組の内容の確認 ○意見交換</p> <p>【参考資料】 取組状況に係る参考資料</p>
第6回 1月13日	小規模店舗 のバリアフ リー化の促 進に係る取 組	<p>○取組に対する評価(案)の検討</p>
第7回 2月10日	—	<p>○都民評価の総括まとめに係る意見交換 ○都民評価の総括まとめ(案)の検討</p>

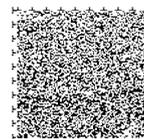


平成24年度評価ワーキンググループの開催状況

	評価事業名	検 討 内 容
第1回 7月12日	宿泊施設バリアフリー化支援事業	<p>○宿泊施設バリアフリー化支援事業の内容の確認 ○補助金交付事業者の現場調査及びヒアリング ○意見交換</p> <p>【資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回評価ワーキンググループ 説明資料 <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設バリアフリー化支援事業の概要資料 ・平成24年度宿泊施設バリアフリー化助成金のご案内 ・補助金交付事業者の車いす利用者用客室整備事例
第2回 10月4日	宿泊施設バリアフリー化支援事業	<p>○評価ワーキンググループ報告（案）の検討</p> <p>【資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価ワーキンググループ報告（概要） ・評価ワーキンググループ報告（案）

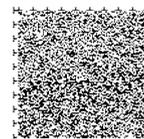


第8期東京都福祉のまちづくり推進協議会委員名簿



分野	氏名	専門 部会	所属団体役職等
学識 経験者 7名	建築 タカハシ 高橋 儀平	◎	東洋大学ライフデザイン学部長
	社会福祉 サカマキ 坂巻 熙	○	淑徳大学名誉教授
	建築 カワウチ 川内 美彦	○	東洋大学ライフデザイン学部教授
	心理 ナカノ 中野 泰志	○	慶應義塾大学経済学部教授
	都市計画 クボタ 窪田 アキ 亜矢	○	東京大学大学院工学系研究科准教授
	情報通信 イマイ 今井 朝子	○	(株)ユーディット研究員
	都市交通計画 ヨシダ 吉田 イツキ 樹	○	首都大学東京大学院都市環境科学研究科観光科学域助教
民間 事業者 5名	鉄道 コバヤシ 小林 ケイジ 圭治	○	(社)日本民営鉄道協会運輸調整部長
		○	東日本旅客鉄道(株)運輸車両部次長
	バス ヒラハヤシ 平林 ミツマサ 光政	○	一般社団法人 東京バス協会専務理事
	商業 キムラ 木村 トモユキ 知行	○	(社)日本フランチャイズチェーン協会専務理事
	商工会議所 オカベ 岡部 ヨシヒロ 義裕	○	東京商工会議所常務理事
都民 10名	障害者団体 イチハシ 市橋 ヒロシ 博	○	障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会副会長
		○	(社)東京都聴覚障害者連盟事務局長
		○	(社)東京都盲人福祉協会常任理事・福祉部長
		○	東京都精神障害者団体連合会事務局長
		○	(社福)東京都知的障害者育成会理事
	育児グループ ヨコヤ 横矢 マリ 真理	○	子どもの危険回避研究所所長・理事長
	高齢者グループ ニシクボ 西久保 シュウジ 修治	○	(社)東京都老人クラブ連合会副会長
	公募委員 コイケ 小池 ヨシコ 玲子	○	(新宿区)
		○	(品川区)
		○	(町田市)
関係 行政 機関 5名	国 キミジマ 君島 ジュンジ 淳二		厚生労働省社会援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長
			国土交通省総合政策局安心生活政策課長
			国土交通省住宅局建築指導課長
	特別区 シムラ 志村 ト シロウ 豊志郎		練馬区長
	市町村 イシザカ 石阪 ジョウイチ 丈一		町田市長
臨時 委員	建築 ミズムラ 水村 ヒロコ 容子	○	東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科教授
委員 28 名			

※専門部会の◎は部会長



第 9 期 東 京 都 福 祉 の ま ち づ くり 推 進 協 議 会 委 員 名 簿

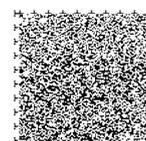
【任期:平成24年5月14日～平成26年5月13日】

分 野	氏名 (◎は会長)	所 属 団 体 役 職 等	専 門 部 会	評 価 WG	
学 識 経 験 者 7名	建築 ◎ 高橋 儀平	東洋大学ライフデザイン学部教授	◎		
	社会福祉 加山 弾	東洋大学社会学部社会福祉学科准教授	○		
	建築 川内 美彦	東洋大学ライフデザイン学部教授	○	◎	
	心理 中野 泰志	慶應義塾大学心理学教室教授	○		
	都市計画 窪田 亜矢	東京大学都市工学科都市デザイン研究室准教授	○		
	情報通信 今井 朝子	(株)ユーディット研究員	○	○	
	都市交通計画 大森 宣暁	東京大学工学科研究科准教授	○		
民 間 事 業 者 5名	鉄道 小林 圭治	一般社団法人 日本民営鉄道協会運輸調整部長	○		
	谷口 俊一	東日本旅客鉄道(株)東京支社企画部長	○		
	バス 平林 光政	一般社団法人 東京バス協会専務理事 (平成24年7月26日まで)	○		
		二井田 春喜	一般社団法人 東京バス協会常務理事 (平成24年7月27日から)	○	
	商業 木村 知行	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会専務理事 (平成25年5月23日まで)	○		
		伊藤 廣幸	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会専務理事 (平成25年5月24日から)	○	
商工会議所 高野 秀夫	東京商工会議所常務理事	○			
都 民 10名	障害者団体	市橋 博	障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会副会長	○	○
		宮本 一郎	社団法人 東京都聴覚障害者連盟理事長	○	○
		笹川 吉彦	公益社団法人 東京都盲人福祉協会会長	○	○
		斉藤 紀恵	東京都精神障害者団体連合会事務局長	○	
		小西 早苗	社会福祉法人 東京都知的障害者育成会理事	○	
	育児グループ 横矢 真理	子どもの危険回避研究所所長・理事長	○		
	高齢者グループ	西久保 修治	社団法人 東京都老人クラブ連合会副会長 (平成25年6月30日まで)	○	
		高橋 景市	社団法人 東京都老人クラブ連合会副会長 (平成25年7月1日から)	○	
	公募委員	菅原 眞弓	(豊島区)	○	
		仲島 靖浩	(江東区)	○	
野崎 紘一		(小平市)	○		
関 係 行 政 機 関 5名	国	君島 淳二	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長		
		山口 一朗	国土交通省総合政策局安心生活政策課長 (平成25年6月30日まで)		
		岩月 理浩	国土交通省総合政策局安心生活政策課長 (平成25年7月1日から)		
		井上 勝徳	国土交通省住宅局建築指導課長		
	特別区 志村 豊志郎	練馬区長			
	市町村 佐藤 一夫	国立市長			
委員 27 名			22名	5名	

※専門部会の◎は部会長 ※評価WGの◎は委員長

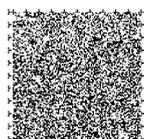
第8期「東京都福祉のまちづくり推進計画」評価ワーキンググループ委員名簿

		氏名	役職等
学識経験者	委員長	川内 美彦	東洋大学ライフデザイン学部 教授
	委員	水村 容子	東洋大学ライフデザイン学部 教授
障害者団体	委員	市橋 博	障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会 副会長
	委員	越智 大輔	(社団法人)東京都聴覚障害者連盟 事務局長
	委員	小林 文雄	(社団法人)東京都盲人福祉協会 常任理事・福祉部長
オブザーバー		斉藤 紀恵	東京都福祉のまちづくり推進協議会委員 (東京都精神障害者団体連合会事務局長)
オブザーバー		西久保 修治	東京都福祉のまちづくり推進協議会委員 ((社)東京都老人クラブ連合会副会長)
オブザーバー		小池 玲子	東京都福祉のまちづくり推進協議会委員 (都民公募)
オブザーバー		野崎 和子	東京都福祉のまちづくり推進協議会委員 (都民公募)
オブザーバー		荒井 仁	東京都福祉のまちづくり推進協議会委員 (都民公募)



第9期「東京都福祉のまちづくり推進計画」評価ワーキンググループ委員名簿

		氏名	役職等
学識経験者	委員長	川内 美彦	東洋大学ライフデザイン学部 教授
	委員	今井 朝子	(株)ユーディット研究員
障害者団体	委員	市橋 博	障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会 副会長
	委員	宮本 一郎	(社団法人)東京都聴覚障害者連盟 理事長
	委員	笹川 吉彦	(公益社団法人)東京都盲人福祉協会 会長



平成 25 年 8 月発行

登録番号(25)143

都民参加による事業の点検・評価について（報告書）

編集・発行 東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課福祉のまちづくり係
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 0 3（5 3 2 0）4 0 4 7

印刷所 シンソー印刷株式会社
東京都新宿区中落合 1 - 6 - 8
電話 0 3（3 9 5 0）7 2 2 1

